

# 昭和三十三年政令第三百四十一号

国家公務員宿舎法施行令

内閣は、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基き、国家公務員のための国設宿舎に関する法律の施行に関する政令（昭和二十五年政令第八十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（定義）

この政令において「独立行政法人」、「職員」、「宿舎」、「各省各庁」、「各省各庁の長」、「宿舎の種類」、「省庁別宿舎」、「官署」、「合同宿舎」、「設置計画」又は「宿舎の廃止」とは、

国家公務員宿舎法（以下「法」という）第二条、第三条、第四条第一項、第五条、第八条又は第十三条の二第一号に規定する独立行政法人、職員、宿舎、各省各庁、各省各庁の長、宿舎の種類、省庁別宿舎、官署、合同宿舎、設置計画又は宿舎の廃止をいう。

この政令において「自動車の保管場所」とは、法第二条第三号に規定する工作物その他の施設のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十五号）第二条第一号に規定する自動車の同条第三号に規定する保管場所として職員に使用させるため国が設置するものをいう。

（職員）

第二条 法第二条第二号イに規定する短時間勤務の官職を占める者で政令で定める者は、次に掲げる者のうち、各省各庁の長が財務大臣に協議して指定する者とする。

一次に掲げる官署に勤務する者のうち、本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者

イ 警察官署  
ロ 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所並びに入国者收容所及び地方出入国在留管理局

ハ 国立の病院、療養所、児童自立支援施設及び障害児入所施設

ニ 独立行政法人の開設する病院（医療法昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院をいう。第九条第一号において同じ。）、

二 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、著しく異常かつ激甚な非常災害が發おいて、著しく異常かつ激甚な非常災害が發

2 各省各庁の長は、法第七条第一項の規定によるための非常勤務に従事するためにその勤務する官署に近接する場所に居住する必要がある者	3 自然科学に関する研究又は実験を行う施設に勤務する者のうち、継続的に行うこと必要とする研究又は実験に直接従事するため当該施設の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者
4 へき地にある官署に勤務する者	5 法第二条第二号イに規定する常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 国の一般会計の歳出予算の常勤職員給与又は非常勤職員手当の目から俸給が支給される者のうち、専ら合同宿舎の維持及び管理の業務を行う管理人	2 法第二条第二号ロに規定する政令で定める者は、常時勤務に服することを要しない国家公務員であつて、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務の一部を委任することができる。
二 上宿舎を貸与することが適當である者として各省各庁の長が財務大臣に協議して指定するもの	3 各省各庁の長は、法第七条第一項又は第二項の同意は、その指定しようとする官職及び委任しようとする事務の範囲についてあれば足りる。
三 法第二条第三号に規定する宿舎の共同施設は、次に掲げる共同施設とする。	4 前項の場合においては、第一項の協議又は第二項の同意は、その指定しようとする官職及び委任しようとする事務の範囲についてあれば足りる。
一 共同の洗たく場及び物干場	（宿舎設置に関する要求についての書類）
二 共同物置	第六条 法第八条の二第一項に規定する宿舎設置に関する要求についての書類は、法第四条第一項の規定により設置すべき宿舎に係る書類と同様に区分して作成するものとし、それぞれその要求に係る宿舎について、宿舎の種類別に、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
三 簡易な共同ごみ処理場	二 前号に定めるもののほか、その職務の性質によって指定期間のうち、各自の職務に係る書類と同様に区分して作成するものとし、それぞれその要求に係る宿舎について、宿舎の種類別に、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
四 集会場	三 法第二条第三号に規定する宿舎の共同施設は、次に掲げる共同施設とする。
五 前各号に掲げるもののほか、共同利用のため必要な施設として財務大臣が定めるもの	四 法第二条第三号に規定する宿舎の共同施設は、次に掲げる共同施設とする。

第六条 法第八条の二第一項に規定する宿舎設置に関する要求についての書類は、法第四条第一項の規定により設置すべき宿舎に係る書類と同様に区分して作成するものとし、それぞれその要求に係る宿舎について、宿舎の種類別に、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。	2 各省各庁の長は、法第七条第一項に規定する宿舎設置に関する要求についての書類は、法第四条第一項の規定により設置すべき宿舎に係る書類と同様に区分して作成するものとし、それぞれその要求に係る宿舎について、宿舎の種類別に、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
第七条 法第八条の二第二項の規定により設置する官署に勤務する者のうち、本邦に常駐する場合において、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するためにその勤務する官署に近接する場所に居住する必要がある者	3 合同宿舎設置計画書には、当該年度において設置すべき省庁別宿舎について、宿舎の種類別に、前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
（設置計画）	4 前条第四項の規定は、第一項の計画書について準用する。
第七条 財務大臣は、法第八条の二第二項の規定により設置計画を定める場合においては、合同	5 省庁別宿舎設置計画書には、当該年度において設置すべき省庁別宿舎について、宿舎の種類別に、前条第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 本邦に常駐する場合において、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するためにその勤務する官署に近接する場所に居住する必要がある者	（無料宿舎を貸与する者の範囲）
二 本邦に常駐する場合において、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するためにその勤務する官署に近接する場所（ロ、ハ又はヘに掲げる官署に勤務する職員にあつては、隣接する場所）に居住する必要がある者	（第九条 法第十二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者として各省各庁の長が財務大臣に協議して指定する者とする。
三 本邦に常駐する場合において、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者	一 次に掲げる官署に勤務する職員のうち、本邦に常駐する場合において、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所（ロ、ハ又はヘに掲げる官署に勤務する職員にあつては、隣接する場所）に居住する必要がある者
四 本邦に常駐する場合において、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者	二 本邦に常駐する場合において、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者
五 本邦に常駐する場合において、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者	三 本邦に常駐する場合において、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者

- 四 へき地にある官署に勤務する職員  
(法第十三条の二の規定による協議)
- 第十一条** 各省各庁の長は、法第十三条の二第一号の規定により財務大臣に協議する場合においては、次に掲げる事項を記載した協議書が必要な面その他の関係書類を添付して、これを財務大臣に送付しなければならない。
- 一 宿舎の所在地
- 二 宿舎の種類
- 三 宿舎の構造及び面積
- 四 宿舎の廃止をし、又は宿舎の種類の変更をしようとする理由
- 五 現に宿舎の貸与を受けている職員の勤務する官署並びにその官職及び職務の級又はこれらに準ずるもの
- 六 その他参考となるべき事項

- 第十二条** 各省各庁の長は、法第十三条の二第二号の規定により財務大臣に協議する場合においては、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添附して、これを財務大臣に送付しなければならない。
- 一 前条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項
- 二 その維持及び管理を行う省庁別宿舎を他の各省各庁の長が維持及び管理を行う省庁別宿舎としようとする理由
- (有料宿舎を貸与する者の選定)
- 第十三条** 各省各庁の長は、法第十三条の二第二号の規定により財務大臣に協議する場合においては、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添附して、これを財務大臣に送付しなければならない。

- 一 前号に掲げる職員以外の職員
- 二 前項の場合において、同順位にある職員が二人以上存するときは、これらの者の職務の性

方 八 メ ト 平	上 十 ル 以 一 平	方 七 メ 十 未 一 平	方 五 十 未 一 平	方 五 十 一 平	五 方 未 一 平	五 十 五 未 一 平	積 延 面
円 百 五 三			円 七 十 百	六 十 六 百	六 十 九 百	六 十 九 百	地 一 級
九 円 八 百			二 円 六 百	二 円 六 百	八 円 九 十	八 円 九 十	地 二 級
一 円 七 六 百			九 円 五 十	九 円 五 十	七 円 四 百	七 円 四 百	地 三 級
二 円 二 六 百			一 円 五 八 百	一 円 五 八 百	四 百 四 十	四 百 四 十	地 四 級
八 円 八 五 百			一 円 九 四 十 百	一 円 九 四 十 百	三 百 九 十	三 百 九 十	其 他 の 地 域

地 下 に 設 置 す る も の 建 用	管 場 所 の 地 面 に 敷 か れ て る 区 画	自 動 車 の 保 管 場 所	管 場 所	自 動 車 の 保 管 場 所	有 料 宿 舎 の 在 地 の 分 区	有 料 宿 舎 の 在 地 の 分 区	有 料 宿 舎 の 在 地 の 分 区
円 五 千 二 十	円 十 四 百 三	千 二 二	地 一 級				
円 十 二 百 三	六 千 二 十	五 百	地 二 級				
五 千 百 十	九 千 九 十	三 百	地 三 級				
十 三 百 千	一 円 六 十 百 三	地 級 四	地 四 級				
円 十 千 八 七	二 千 六 十 二	二 百	其 他 の 地 域				

1 この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。 附 則 (四号) 附 則 抄	2 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。 附 則 (昭和三七年三月二六日政令第六三四四号)	3 この条において、「地」、「場」等とは、(以下この表において「地下駐車場等」という。)専ら自動車の駐車のために施設された複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く。)	4 この条において、「地」、「場」等とは、(以下この表において「地下駐車場等」という。)専ら自動車の駐車のために施設された複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く。)
1 この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。	2 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。	3 この条において、「地」、「場」等とは、(以下この表において「地下駐車場等」という。)専ら自動車の駐車のために施設された複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く。)	4 この条において、「地」、「場」等とは、(以下この表において「地下駐車場等」という。)専ら自動車の駐車のために施設された複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く。)
1 この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。	2 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。	3 この条において、「地」、「場」等とは、(以下この表において「地下駐車場等」という。)専ら自動車の駐車のために施設された複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く。)	4 この条において、「地」、「場」等とは、(以下この表において「地下駐車場等」という。)専ら自動車の駐車のために施設された複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く。)
1 この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。	2 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。	3 この条において、「地」、「場」等とは、(以下この表において「地下駐車場等」という。)専ら自動車の駐車のために施設された複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く。)	4 この条において、「地」、「場」等とは、(以下この表において「地下駐車場等」という。)専ら自動車の駐車のために施設された複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く。)
1 この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。	2 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。	3 この条において、「地」、「場」等とは、(以下この表において「地下駐車場等」という。)専ら自動車の駐車のために施設された複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く。)	4 この条において、「地」、「場」等とは、(以下この表において「地下駐車場等」という。)専ら自動車の駐車のために施設された複数の階に設置するもの(地下駐車場等を除く。)



**附 則**（平成二十六年二月一三日政令第二  
七号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二八年一月二二日政令第一  
四号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三〇年一月三一日政令第一  
六号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三一年三月一五日政令第三  
八号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成五年四月七日政令第一六三  
号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**別表**（第十三条関係）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成三一年三月一五日政令第三号抄（施行期日）による。

第一条 この政令は、平成三〇年一月三一日政令第一六号抄（施行期日）による。

第一条 この政令は、平成二八年一月二二日政令第一四号抄（施行期日）による。

第一条 この政令は、平成二六年二月一三日政令第二七号抄（施行期日）による。

地級二	地級一	分区の地在所の舍宿料有
埼玉県のうちさいたま市 千葉県のうち 千葉市 東京都のうち八王子市、立川市 町田市、小金井市、国分寺市、国立市、 狛江市、多摩市、稻城市及び西東京市 神奈川県のうち横浜市、川崎市、横須賀 市、鎌倉市及び三浦郡葉山町 愛知県のうち うち名古屋市 京都府のうち京都市 大阪市 池田市、吹田市、泉大津市、高槻市	東京都の特別区の存する地域	地域

市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、和泉市、箕面市、高石市及び東大阪市、兵庫県のうち神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市及び宝塚市、福岡県のうち福岡市、北海道のうち札幌市、宮城県のうち仙台市、茨城県のうちつくば市、埼玉県のうち川越市、川口市、所沢市、狭山市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、志木市及び和光市、千葉県のうち市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、八千代市、浦安市及び四街道市、東京都のうち青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、清瀬市、武藏村山市及びあきる野市、神奈川県のうち相模原市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、大和市及び海老名市、静岡県のうち静岡市、愛知県のうち岡崎市、滋賀県のうち大津市、京都府のうち宇治市及び向日市、大阪府のうち柏原市、羽曳野市及び門真市、兵庫県のうち姫路市、奈良県のうち奈良市、大和郡山市及び生駒市、和歌山県のうち和歌山市、山県のうち岡山市、広島県のうち広島市、福岡県のうち北九州市、長崎市のうち長崎市

うち宮崎市、鹿児島県のうち鹿児島市、沖縄県のうち那覇市、一級地から四級地まで以外の地域

域地の他その他
うち宮崎市、鹿児島県のうち鹿児島市、沖縄県のうち那覇市、一級地から四級地まで以外の地域